

次世代施設園芸地域展開促進事業実施要綱の制定について

27生産第2937号
平成28年4月1日
農林水産事務次官依命通知

次世代施設園芸地域展開促進事業の実施に係る次世代施設園芸地域展開促進事業実施要綱（平成28年4月1日付け27生産第2937号農林水産事務次官依命通知）が制定されたので、御了知の上、本事業の実施につき、適切な指導をお願いします。

(別紙)

次世代施設園芸地域展開促進事業実施要綱

第1 趣旨

本事業は、地域資源エネルギーを活用するとともに、生産から調製・出荷までの施設の大規模な集約化やICTを活用した高度な環境制御を行い、コスト低減や周年・計画生産による収益性向上を実現する次世代施設園芸の取組を各地域に展開し、所得向上と地域の雇用創出を図ることを目的とする。

第2 事業の内容

本事業の内容は、次に掲げるものとし、具体的な事業内容、補助要件、事業の目標年度、成果目標は、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定めるとおりとする。

1 地区推進事業

次世代施設園芸を各地域に展開するため、次に掲げる取組を行う。

- (1) 次世代施設園芸の地域展開に向けた検討会の開催
- (2) 次世代施設園芸の普及に向けた情報発信の取組
- (3) 次世代施設園芸の知識・技術習得に向けた人材育成の取組

2 全国推進事業

次世代施設園芸の各地域への展開を加速化するため、取組意向のある産地に対する計画策定の支援、高度環境制御技術等の導入に係る指導者の育成、導入コスト低減に向けた施設・設備の標準化の検討等を行う。

第3 補助率

- 1 地区推進事業にあつては、定額とする。
- 2 全国推進事業にあつては、定額とする。

第4 事業実施主体

- 1 地区推進事業にあつては、次に掲げるとおりとし、生産局長が別に定める要件を満たすものとする。

また、事業実施主体は、一箇所の次世代施設園芸拠点につき一に限るものとする。

(1) 次のいずれかに該当するコンソーシアム

- ア 次世代施設園芸導入加速化支援事業による次世代施設園芸拠点の整備に伴い設置された生産者、民間事業者、都道府県を必須構成員とするコンソーシアム
- イ 強い農業づくり交付金による次世代施設園芸拠点の整備に伴い設置された生産者、実需者、都道府県を必須構成員とするコンソーシアム

(2) (1) のコンソーシアムの構成員である都道府県

- 2 全国推進事業にあつては、民間団体等であつて、生産局長が別に定める要件を満たすものとする。

第5 事業の実施手続等

1 事業実施計画の作成

- (1) 地区推進事業を実施しようとする事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、地区推進事業の事業実施計画（以下「地区推進事業実施計画」という。）を作成し、都道府県知事を経由して地方農政局長等（北海道にあっては生産局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。
- (2) 全国推進事業を実施しようとする事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、全国推進事業の事業実施計画（以下「全国推進事業実施計画」という。）を作成し、生産局長に提出するものとする。

2 事業実施計画等の承認

- (1) 地方農政局長等は、1の(1)により提出された地区推進事業実施計画について、生産局長が別に定める要件を満たしているかを確認・精査を行うものとする。
- (2) 地方農政局長等（生産局長を除く。）は、(1)により確認・精査した地区推進事業実施計画について、生産局長に提出するものとする。
- (3) 生産局長は、1の(1)により提出された地区推進事業実施計画について、生産局長が別に定めるところにより設置する選定審査委員会（以下「委員会」という。）において、生産局長が別に定める審査基準に基づく審査を受けるものとする。
- (4) 生産局長は、地区推進事業実施計画について、(3)による委員会の審査結果を踏まえ、適当であると認められるときは、承認するものとする。
- (5) 生産局長は、1の(2)により提出された全国推進事業実施計画について、(3)と同様の手続を経た上で、適当であると認められるときは、承認するものとする。
- (6) 生産局長が別に定める公募要領等による補助金等交付候補者への選定をもって、公募要領等に基づき提出された地区推進事業実施計画及び全国推進事業実施計画を承認を受けた事業実施計画とみなすことができるものとする。

3 事業実施の重要な変更

事業実施の重要な変更は、生産局長が別に定めるものとする。その際の手続は、上記1及び2に準じて行うものとする。

4 事業の実施期間

- (1) 地区推進事業の実施期間は、1年間とする。ただし、生産局長が別に定める場合はこの限りではない。
- (2) 全国推進事業の実施期間は、1年間とする。ただし、生産局長が別に定める場合はこの限りではない。

第6 事業実施状況の報告等

- 1 地区推進事業の事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施年度における事業実施状況報告書を作成し、都道府県知事を経由して地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 地方農政局長等は、1の事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容を検討し、成果目標の達成が見込まれないと判断したときは、都道府県知事を通じて事業

実施主体に対して必要な指導を行うものとする。

- 3 地方農政局長等（生産局長を除く。）は、2の指導を行った場合は、その内容について、1の事業実施状況の報告と併せて生産局長に報告するものとする。
- 4 全国推進事業の事業実施年度における事業実施状況報告書は、生産局長が別に定めるところにより報告するものとする。

第7 事業の評価

- 1 地区推進事業の事業実施主体は、目標年度の翌年度において、成果目標の達成状況について、生産局長が別に定めるところにより自己評価を行い、その結果を都道府県知事を経由して地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 地方農政局長等は、1の事業評価の報告を受けた場合には、遅滞なく、関係部局で構成する検討会等においてその内容について評価を行うものとする。
- 3 地方農政局長等は、2の点検評価の結果、成果目標が達成されていないと判断した場合には、当該事業実施主体に対し、達成するまで毎年度、目標達成に向けて取り組むよう指導するものとする。
- 4 3により実施した取組の点検評価については、1及び2に準じて行うものとする。
- 5 地方農政局長等（生産局長を除く。）は、2及び4の点検評価結果の報告及び3の指導を行った場合は、その内容について生産局長に報告するものとする。
- 6 生産局長は、地方農政局長等が行った点検評価結果について、外部の有識者で構成される委員会に諮るものとし、当該委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果をとりまとめるものとする。
- 7 地方農政局長等は、6によりとりまとめられた最終的な評価結果について公表するものとする。
- 8 全国推進事業を実施した事業実施主体は、事業実施計画に定められた目標年度の翌年度において、当該目標年度における成果目標の達成状況について、生産局長が別に定めるところにより事業評価を行い、その結果を生産局長に報告するものとする。
- 9 生産局長は、8の事業評価の報告を受けた場合には、遅滞なく、関係部局で構成する検討会等においてその内容について評価を行い、外部の有識者で構成される委員会に諮るものとし、当該委員会の意見を踏まえた最終的な評価結果を公表するものとする。

第8 推進指導

- 1 国は、本事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、事業実施主体に対し必要な助言及び指導を行うものとする。
- 2 地区推進事業については、都道府県知事は、コンソーシアム全体の調整役として、次世代施設園芸の地域展開を推進するため、市町村及び農業団体等関係機関と連携し、コンソーシアムに対する必要な指導を行うものとする。

第9 事業費の低減

本事業の実施に当たっては、効率的な運営に努め、過剰な推進活動及び機械等の導入を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

第10 国の助成措置

国は、第5の2の（4）及び（5）により事業実施計画を承認したときは、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について補助金を交付するものとする。

第11 委任

本事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、生産局長が別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。